広報 あびこ

第122号
昭和37年10月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242

昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

10月の納税は

町・県民税の3期分です

町や県の事業が円滑に行なえるよう、納期限内に納めましょう。10月31日午前9時から午後4時まで興陽寺で出張徴収をしますから、ご利用ください。また同時に国民年金の納入事務もおこなっています。

し尿処理施設 四、四九〇万円で契約

新たに三条例を制定

第三回定例町議会

第三回定例町議会は九月二十七日から十月二日までの七日間開かれました。審議案件は町長提案十六件、うち一件は撤回、発議一件、請願二件、陳情四件で、請願二件を除き原案可決、同意可決、採択されました。わたくしたちに身近な問題としては、し尿処理場の工事請負契約の締結、じん芥収集車の購入などがあります。また、町政一般報告では、天王台土地区画整理事業、企業勝致対策、住宅公団誘致などについて町長から報告がおこなわれました。

▼我孫子町防災会議条例（原案可決）

▼我孫子町災害対策本部条例（原案可決）

両条例とも災害対策基本法の施行に伴うため定められたもので、防災会議、災害対策本部の設置、所掌事務について規定されています。

▼我孫子町特別財産に関する条例（原案可決）

部落有財産については、昭和二十二年政令で「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会、部落会、またはその連合会等に関する解散、就職禁止その他の制限に関する政令」で公布施行されましたが、この政令は作業面積による使用料に改正しました。改正内容はつぎのとおりです。トラクター使用料は一アールについて千円と改めました。

▼不動産の取得（原案可決）

し尿処理場の敷地として四千六百七十一平方メートル（千四百十三坪）を百三万七千百四十二円で買収しました。場所は古戸五百九十二番地とその附近です。

▼千葉県旧市町村職員恩給組合資産管理組合の設立

▼我孫子町共同利用農機具使用料条例の一部改正（原案可決）

共同利用農機具の使用料については時間を単位として規定されていますが、トラクターは作業面積による使用料に改正しました。改正内容はつぎのとおりです。

産を処分しなかった場合は、その財産は市町村に帰属するとともに相当の補償をすべきであると規定されていますので、これらの財産を町の特別財産として管理するとともに、補償については公共事業によってこれを行うように定めたものです。なお、特別財産の運営について審議するため、特別財産運営審議会を設置します。

▼町道の認定（原案可決）

雁明地区内の宅地造成に伴う道路整備と道路行政の円滑を図るため、日本労働者住宅協会から土地二百八十九平方メートル（八十七坪）の寄附の申し出があり、これを採納し、町道路として認定しました。

恩給組合と共済組合が合併あらたに設立したものです。

▼寄附を受けること（原案可決）

▼昭和三十七年度第三回歳入才出追加更正予算（原案可決）

三百万二千三百円の減額で総額三億九十六万三千七百円となりました。歳入面では地方交付税一千二百八十万円減額（以下万未満の数字は切り捨てます）町税で九百四万円の増額、国庫支出金で八十五万円の増額などがおもなものです。

歳出面では、諸支出金のうち特別会計への繰出金が百九十五万円減額、土木費で七十万円減額、これは道路橋梁費で二十万円、都市計画費で五十万円がそれぞれ減額されたものです。その他減額されたものに役場費、公債費、産業経済費などがあります。

増額されたものは社会及労働施設費三十万円、教育費十二万円、議会、消防、保健衛生費でそれぞれ十万円が増額されています。

▼昭和三十七年度第三回特別会計清掃事業歳入歳出更正予算（原案可決）

繰入金で四十五万四千百円の減額ですが、同額を繰越金で増額し、総額には変わりありません。

▼昭和三十七年度第二回特別会計清掃事業歳入歳出追加更正予算（原案可決）

一千五百三十九万九千三百円の減額で、総額二千三百九十万八千六百円になりました。

これは二ケ年継続事業としておこなうし尿処理場建設の町債一千万円などが三十八年度に計上されるため減額されたものです。

▼し尿処理施設建設工事請負契約の締結（原案可決）

契約の内容は次のとおりです。契約の相手方、荏原インフイルコ株式会社、契約金額四千四百九十万円、契約の対象、処理量一日二十七キロリットル（百五十石）のし尿処理施設建設工事一式。

▼し尿処理施設基礎工事請負契約の締結（原案可決）

基礎くい打工事を荏原インフイルコ株式会社が二百九十万円でおこないます。

▼じん芥収集車の購入（原案可決）

最大積載量千五百キログラムのじん芥収集車を百三十三万円で、京葉いすゞモーター株式会社から購入します。

発議

▼我孫子中学校における教育行政の実状調査（原案可決）

大塚、渡辺、酒井、花島、鈴木（豊）の五議員の発議で、我孫子中学校教育行政の現状について調査するため、七人の委員をもって構成する教育別新特別委員会を設置することを発議したものです。

請願

二件が採択されました。

陳情

二件が採択、二件が閉会中継続審査になりました。

〔才三回定例町議会では22案件を審議〕

町内の交通事情を検討

交通安全対策協議会開く

すでにお知らせしたとおり、わたくしたちの町は交通安全都市宣言をしましたが、この宣言の趣旨をじゅうぶん尊重し、具体的な対策を検討していましたが、こんど交通安全対策協議会が発足し、九月下旬に第一回の協議会が開かれました。

協議会は十五名の委員からなり、第一回の会議では町長が委員会に対し、「我孫子町における交通安全対策の実施の方策について」の諮問がなされました。

諮問を協議するにさきだちオブザーバーとして出席された。柏警察署交通係長、我孫子駅長、我孫子保線区長から町の交通事情について説明がありました。その概要は次のとおりです。

国道六号線は一日の交通量約一万二千台で、本年に入り二十八件（九月十五日現在）の事故があり、数名が死亡しています。県道我孫子佐原線での事故は二十件におよび、町道、鉄道踏切などをあわせた事故件数は七十二件にもなります。

また、柏警察署管内の事故発生は三十五年五百十一件、三十六年四百六十七件、三十七年は九月二十一日現在で三百五十三件をかぞえています。

この事故の原因としてあげられるものは、スピード違反無理な追越し、徐行違反で歩行者側の不注意としては車の直前、直後の横断、幼児の一人歩きなどがあげられます。

つぎに鉄道踏切は町内に二十四ケ所ありますが、そのうち二十ケ所は無人踏切で事故は十数件におよんでいます。

協議会は町内交通事情の説明を受けた後、諮問に対する討議に移り、緑のおばさん、商店街地域での自動車の駐車禁止、学校への自転車通学、道路標識などについて討議をおこない、答申第一号として公立学校敷地内の通行規制措置、とくに我孫子第一小学校と湖北小学校の現状を調査し、適切な措置をするよう答申がおこなわれました。

なお、協議会では十月十二日、小型バスにより交通事情の実態調査を町内一円にわたり交通安全対策協議会委員はつぎのとおりです。

公益代表	鈴木　和喜
〃	今井　正三
〃	玉田　力二
〃	石井英次郎
〃	○鈴木　和夫
教委・社教代表	吉植　三郎
〃	池谷　まつ
〃	斎藤　博
学校代表	田口弥一郎
〃	篠宮　善一
安全協会代表	◎青木　茂
〃	橋　隆雄
学識経験者	鈴木　宗七
〃	渡辺　重
〃	間根山正三

（◎印会長、○印副会長）

四市町村組合立 火葬場完成

十月一日葬業を開始

かねて総合開発事務組合（柏市、我孫子町、流山町、沼南村）で建設中でありました、四市町村内の霊柩を完全に処理し、葬祭の簡素化はもとより住民の福祉増進と環境衛生の改善に寄与するところが大きいものと思われます。

なお、火葬場を使用する場合は、役場、布佐、湖北両支所の戸籍係に規定の料金を添えて申請してください。

ただし、❶組合地域内居住者で、現に生活保護法の適用を受けている世帯に属する者は全額免除❷その他組合管理者が減免の必要あると認めた者も免除されます。

また、霊柩車、葬儀用祭壇等も近いうちに購入の予定ですからくわしいことは決まりしだいお知らせします。

火葬場使用時間、その他不明の点については戸籍係におたずねください。

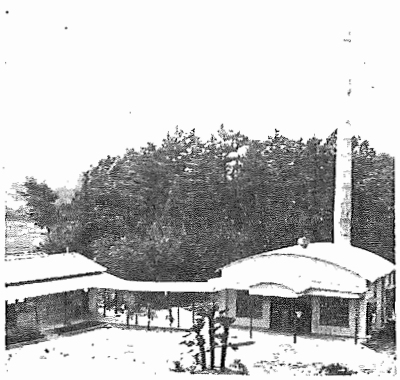

〔炉を三基持つ火葬場〕

火葬場料金表

組合地域内居住者		
15才以上	1体につき	1,500円
15才未満	〃	800円
死産	〃	500円
組合地域外居住者		
15才以上	1体につき	2,200円
15才未満	〃	1,200円
死産	〃	700円

10月28日は

千葉県知事選挙投票日

社会教育の現況

青年団は再編成の時期

活発なスポーツ活動

社会教育とは、家庭および勤労の場所、その他社会において行なわれる教育です。そして国、地方公共団体は法令の定めるところにより社会教育に必要な施設あるいは機会をつくり出すことに努力するようになっています。

たとえば、町で社会教育委員十名を委嘱して、社会教育についての計画、研究、調査を依頼しているのも、その一環です。では、我孫子町での社会教育の実態はどのようになっているか、その現況を述べてみたいと思います。

❶青年教育

発足七年目の連合青年団も再編成の時期にさしかかったようです。団員は自分達の青年団であるという意識に欠けているようです。部落青年団も減少し、特に女子の活動は不活発です。農業従事者を中心として組織されている地域ごく一部の区域を除き、これ青年団から、通勤青年を含めた組織、団運営の研究が急務でしょう。また、市街地での青年団組織が育ちにくいようで、各種グループ、サークルの育成、強化が必要です。

歳入予算のうち会費の占める割合が少なく、事業収入、補助金、共催費に依存する度合が強いことも一つの特色です。行事も固定化し、新しい行事へと脱皮する時期でもあります。

町では青年学級を実施していませんが、これからの方向としては高校通信教育、各種社会通信教育、ラジオ、テレビで勉強している人達を組織化して、学習会をつくり育成していきたい。

❷少年団・こども会

学校が進学、就職のための勉学にかたよる傾向にあるとき、人間性教育がさけばれ、校外指導にいろいろの問題が生ずるようになってきましたが、この点の健全育成を学校ばかりに頼らず、少年団、こども会を結成し、スポーツ、レクリエーションを通じて、次の世代を守り育てていくべきでしょう。しかし、町には心として組織されている地域ごく一部の区域を除き、これ青年団から、通勤青年を含めた組織、団運営の研究が急務おかあさん達もふえ、下校後の生活指導が重要な課題となってきています。

❸成人教育

PTAは会員数でも財政面でも有力な団体ですが、多くの問題をかかえているようです。現在のPTAは本来の目的に重点がおかれていなく、学校後援会的性格を強くうち出しています。やはり家庭の子どもの教育についての考え方や技術を身につけることがたいせつでしょう。

婦人会は、各種グループを含めて約二十の団体がありますが、年令・職業・趣味などにより、地域ぐるみの組織から、機能別に再編成することが婦人会としての新しいあり方でしょう。一般に会費が少く、運営費が大部分を占め、教養費が少く、社会奉仕的、あるいはレクリエーション団体化しています。また、会員の参加が少くなっているのはひまがほしい、出席してもつまらない、義理で入っている誰れかを頼ろうとしている、というような状態がわざわいしているようです。

次に町人口の多くを占める町外への通勤者は、町とのつながりは税金を納めることだけのつながりと考えている人が多いようです。もちろん生活時間の大半を町外で過している通勤者にとっては、やむを得ない状態かも知れませんが、休日に集まって町をよくする運動でもできないものかと思います。

❹スポーツ活動

見るスポーツからやるスポーツへの合言葉で、体育協会が本年三月に結成され、野球、庭球、ゴルフ、卓球、野外活動部などの部会が活動しています。また、体育指導員を選任して、スポーツの振興助成に努めています。しかし、体育施設のないのがブレーキになっています。

❺公民館・集会所

最近、各部落で公民館を新築したものに古戸、中峠下、下根古屋、青山、布佐下などがありますが、お寺や神社を利用している場合が多く、公立の公民館の設立が要望されています。

❻文化財保護

昭和三十三年より東大考古学教室へ委託して、本町の古代遺跡の綜合調査を続けていますが、休日に集まって町をよくする運動でもできないものかと思います。

❼スポーツ活動

見るスポーツからやるスポーツへの合言葉で、体育協会が本年三月に結成され、野球、庭球、ゴルフ、卓球、野外活動部などの部会が活動しています。また、体育指導員を選任して、スポーツの振興助成に努めています。しかし、体育施設のないのがブレーキになっています。

❺公民館・集会所

最近、各部落で公民館を新築したものに古戸、中峠下、下根古屋、青山、布佐下などがありますが、お寺や神社を利用している場合が多く、公立の公民館の設立が要望されています。

❻文化財保護

昭和三十三年より東大考古学教室へ委託して、本町の古代遺跡の綜合調査を続けていますが、休日に集まって町をよくする運動でもできないものかと思います。

❼スポーツ活動

見るスポーツからやるスポーツへの合言葉で、体育協会が本年三月に結成され、野球、庭球、ゴルフ、卓球、野外活動部などの部会が活動しています。また、体育指導員を選任して、スポーツの振興助成に努めています。しかし、体育施設のないのがブレーキになっています。

❺公民館・集会所

最近、各部落で公民館を新

商店経営ゼミ開く

我孫子町には約五百の商店がありますが、この商店経営者の一部が集まり、商店経営について研究するグループ、我孫子セミナール同友会主催による商店経営についてのセミナール大会が十月二日鈴木屋本店を会場にしておこなわれました。

参加者は町内から約九十名、近隣市町村からは百名合計百九十名におよぶ参加者がありました。

町が大きく飛躍しようとしているとき、また各商店にあってもそれに対応した新らしい動きがみられるとき、この大会は各商店経営者に大きな刺激をあたえたようです。

会には講師を四名招き、地方商店のあり方、これからの商店経営、店員の育て方、仕入、広告、販売はいかにすべきか、などについて講演があり質疑討論をおこないました。

知事選挙

補充申請は十八日まで

立会演説会は二十四日

新聞等でご承知のように、十月二十八日に、わたくしたちの県の首長を決める知事選挙が行なわれます。

わたくしたちが県政に参与する権利は、この機会が絶好です。わたくしたちの権利を正しく行使することは、投票をおこなうことです。

しかし、この権利も必ず選挙人名簿に登録されていなければ行使することはできません。そのために最近成年になられた方、三ケ月以上本町に住んでおられる方を補充選挙人名簿に登録します。

補充選挙人名簿に登録される要件はつぎのとおりです。

昭和十七年十月十五日以前に生まれて、昭和三十七年七月十五日年前零時以前から引き続き本町に在住の方。

この補充選挙人名簿に登録するためには、本人または本人の代理人が申請をしなければなりません。その申請は十月十五日から十八日午後五時までに選挙管理委員会へ印章ご持参のうえおいでください。

申請用紙は湖北、布佐両支所にも用意してあります。

知事選挙の立候補者数は七名ですが、この候補者全部の政見を聞くことのできる立会演説会が十月二十四日正午から、我孫子第一小学校講堂でおこなわれます。

投票所入場券は補充選挙人十五日までには、みなさんのお手もとに届くことになっていますが、あなたの家族の入場券をよく確かめて、もしもれていた場合は早目にご連絡してください。

町営住宅入居希望者

一種・二種で八十名

十一月一日入居予定で町営住宅入居者を募集していましたが、申込数は一種五棟で四十二人、二種十棟で三十八人と昨年に比較して第一種、第二種とも申込み率が増えています。なお、入居者選考委員会の審査は十月中旬、公開による抽選会は十月下旬にそれぞれおこなわれる予定です。

天王台区画整理事業に着手

審議委員を12月に選挙

我孫子都市計画天王台土地区画整理事業区域内の宅地造成事業が事業計画の知事認可と建設大臣の設計認可により、いよいよ事業に着手することになりました。

土地区画整理事業の施行にあたって、区画整理審議会を設置し、審議会委員の選挙をつぎのようにおこないます。委員は十二名で任期は五年です。このうち二名は学識経験者から選任し、残り十名を確定選挙人名簿に登載された方のうちから、所有権者は所有権者の委員を、借地権者は借地権者の委員を選挙することになっています。

選挙人名簿は、十月二十一日現在の土地所有者を調査して登載し、借地権者は申告によって登載します。くわしいことは次のとおりです。

❶売買その他で所有権が移転していても、登記してない方はどのような証拠書類があっても名簿に登載できません。

❷相続登記が済んでいない方は十月二十一日までに、相続を証明する書類を提出すれば選挙権があります。

❸借地権者は、登記してあれば登記簿により名簿に登載しますが、未登記の方は地主と連署で申告すれば名簿に登載されますから、十月二十一日までに必ず申告をしてください。なお、この申告は十月二十一日から十一月二十一日までは受理しません。

借地権とは「借地法」にいう借地権、つまり建物の所有を目的とする地上権と賃借権です。

❹このほか所有権以外の未登記の権利者（小作権者など）も申告しなければなりませんが、選挙権と被選挙権はありません。

❺土地の共有者もしくは共同借地権者、または宅地の同一部分に二人以上の借地権者がある場合は、一個だけの選挙権があり、代表者一人を選任し、町長に通知することによって選挙権を使うことができます。

❻法人の場合は、その法人が指定する者が投票を行ないます。

選挙人名簿ができると、十月二十八日から十一月十日までに、単記無記名によりおこなわれ、この選挙は公職選挙法の適用を受けませんが不在、代理、点字投票はできません。選挙運動についてはなんら制限されていませんが罰則としては旧刑法が適用されることになっています。

所有権以外の未登記の権利についての注意事項

借地権、または借地権以外の権利（小作権などゴルフ会員権）などの補届を提出するのですが、移転、変更、消滅があった場合にも地主と連署で提出しなければなりません。くりかえしますが申告のない場合は、その権利はないものとみなして、選挙権、被選挙権あるいは換地の指定を受けることができません。申告と変更届は常時受付けますが、停止する場合もありますから、くわしいことは都市計画課へお問い合わせください。

所有権以外の権利の申告は、所有権者にとっても所有権以外の権利者にとっても重要なことですから、十月二十一日までに、都市計画課へ申告し時に候補者となることはできません。

次の方は候補者になることができません。

❶未成年者❷禁治産者または準禁治産者❸禁固以上の刑に処せられ、その執行期間および執行猶予期間中の者、投票

審議会委員選挙日程表

月日	曜	事項
11月1日	月	選挙期日の公告
10月21日	日	選挙人名簿作成基準日
10月24日	水	選挙人名簿の縦覧公告
10月28日〜11月10日	日〜土	選挙人名簿の縦覧期間
11月21日	水	名簿確定・委員定数の公告
11月30日	金	立候補・推せん届受理最終日
12月1日	土	候補者の氏名・住所の公告
12月3日	月	選挙場・投票時間・開票日時の公告 選挙資理者任命・立会人（所有権者2名・借地権者2名）の選任・選挙入場券交付
12月11日	火	投票日・開票日
12月12日	水	当選人の氏名・住所公告・当選人へ通知

掲示板

ガン無料相談

最近、ガンによる死亡がたいへん高い率をしめていますが、ガンの早期発見を目標にガンの無料相談をおこないますから、「私はガンではないか」と心配される方は、この機会に診断を受けられるようおすすめします。

なお、保健課で無料相談券をお渡しいたしますからこの券を持参して診断を受けてください。

実施月日　十一月六日午前八時三十分から十二時まで

実施場所　松戸保健所

インフルエンザの予防接種

前号でお知らせしたとおり、インフルエンザの予防接種を実施しますから、接種希望者は十月二十日までに保健課へ申し込んでください。申し込みのない方は接種することができませんからお忘れなく申し込んでください。

▽料金　十三才以上の方は百五十円、十三才未満の方は七十五円

▽実施予定　十一月中旬

▽申込み方法　接種希望者は住所、保護者氏名、接種希望者氏名、生年月日を記入して保健課へ直接申し込んでください。なお、はがき、電話でも受付けます。

運転手募集

町の清掃事業を行なうため次のとおり運転手を募集します。希望者は履歴書持参の上、保健課へおいでください。

▽募集人員　二名

▽応募資格　18才以上40才以下の男子で、義務教育終了以上の方。

▽給与　面談の上決定。

▽申込期限　採用人員に達しだい締め切ります。

▽採用決定　面談の上で決定します。